

平成26年三重県議会定例会

障がい者雇用促進調査特別委員会 提出資料(2)

- 1 障がい者の就労支援のための取組概要について 1

平成26年6月24日
健康福祉部

障がい者の就労支援のための取組概要について

1 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

(1) 就労継続支援

ア 就労継続支援 A 型

① 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

② 対象

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者。

③ 内容

生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援。

※作業内容：部品組立、箱詰め、農業等

(報酬積算例) 定員 20 人以下の事業所(津市)で、I 型、加算・減算なし、
作業日数 20 日の場合の一人あたりの報酬月額

589 単位×10.26 (地域区分(津市))×20 日=120,862 円

I 型：職業指導員および生活支援員の総数が常勤換算方式で 7.5 : 1 以上の事業所
(負担割合：国 1/2、県 1/4、市町 1/4)

④ 実績

	事業所数 (H26. 6. 1)	定員 (H26. 6. 1)	利用者数 (H26. 3 末)
就労継続支援 A 型	55 箇所	1,050 人	877 人

イ 就労継続支援 B 型

① 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

② 対象

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待できる者。

③ 内容

生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援。

※作業内容：袋詰め、箱組立て、お菓子作り、農業等
(報酬積算例)：就労継続支援 A 型に同じ

④ 実績

	事業所数 (H26. 6. 1)	定員 (H26. 6. 1)	利用者数 (H26. 3 末)
就労継続支援B型	172 箇所	3, 397 人	2, 733 人

(2) 就労移行支援

① 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

② 対象

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者。

③ 内容

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援。

④ 実績

	事業所数 (H26. 6. 1)	定員 (H26. 6. 1)	利用者数 (H26. 3 末)
就労移行支援	21 箇所	229 人	147 人

2 障害者雇用促進法に基づく事業

(1) 障害者就業・生活支援センター

① 目的

就業およびこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、必要な指導、助言その他の支援を行うことにより雇用の促進および職業の安定を図る。

② 対象

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者。

③ 内容

支援対象者からの相談に応じ、必要な指導および助言を行うとともに、公共職業安定所、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等の関係機関との連絡調整、支援対象者の状況の把握、支援対象者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供など、支援対象者が、その職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行う。

④ 実績

登録者数の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
登録者	2, 186 人	1, 978 人	2, 238 人	2, 453 人	2, 696 人

3 本県独自の取組

(1) 社会的事業所

① 目的

働く意欲を持つ障がい者が地域で自立して生活するための基盤として、「福祉的就労」でも「一般就労」でもない新たな就労の場を創設する。

② 対象

障がい者5人以上を雇用する社会的事業所

③ 内容

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働ける」新しい職場形態である社会的事業所の創業と安定的な運営の支援を行う。

障がい者従業員数：5人以上20人未満、補助年限：補助開始から3年間

補助基準額：障がい者1人あたり：50,000円×人数×月数

(市町を通した間接補助。負担割合：県1/2、市町1/2 ※平成26年度新規事業)

(2) 障がい者就労安心事業

① 目的

障がい者が、地域で自立して暮らせるように、就労の継続を支援する。

② 対象

施設退所後2年以内に一般就労した障がい者。

③ 内容

施設職員による月2回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行う。

④ 実績

平成25年度 支援者数 73人 (内就労継続者数 64人)

(3) 知的障がい者就労支援講座

① 目的

知的障がい者が地域で自立して暮らせるよう、就労につなげるための支援を行う。

② 対象

就労を希望する知的障がい者。

③ 内容

障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、障がい者施設での介護ヘルパー資格など就職のために必要な基本的な知識技能を身につけるための講座を開催する。

④ 実績

平成25年度 受講者数9人 (内就職者数3人)

(4) 県の機関における知的障がい者・精神障がい者職場実習事業

① 目的

県の機関において知的障がい者、精神障がい者の職場実習を行うことにより、行政機関における知的障がい者、精神障がい者雇用の可能性について検討するとともに、県職員の障がい者に対する理解の促進を図る。

② 対象

就労を希望する知的障がい者、精神障がい者。

③ 内容

県の機関において、知的障がい者、精神障がい者の職場実習を行う。実習期間は3ヶ月以内で、実習生をサポートする支援員を実習生が利用中の事業所等から派遣する。

④ 実績

平成25年度 実習人数 知的障がい者3名、精神障がい者1名

(5) 障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達の推進

① 目的

障がい者が就労する事業所等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することにより、障がい者の経済面の自立を図る。

② 対象

障害者就労施設等（法対象）、障がい者雇用促進企業（県独自の取組）、社会的事業所（平成26年度から追加）

③ 内容

毎年度、調達目標を含めた調達方針と実績を公表し、障害者就労施設等や障がい者雇用促進企業、社会的事業所への優先的な発注を進める。

④ 実績

平成25年度

	調達目標	調達実績	実績／目標
障害者就労施設等	12,700 千円	30,586 千円	240.8%
障がい者雇用促進企業	38,000 千円	47,603 千円	125.3%
計	50,700 千円	78,189 千円	154.2%

市町別身体障害者手帳交付者数(平成26年4月1日現在)

(単位:人)

障害区分 市町名	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語 そしゃく	肢体 不自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼吸器	腎 臓	膀胱・ 直腸	小 腸	肝 臓	その他	計	児	者	
津市	791	1,016	126	6,547	1,557	187	686	416	17	26	0	2,889	248	11,121	11,369
四日市市	672	1,050	120	5,661	1,868	173	841	401	10	22	0	3,315	256	10,562	10,818
伊勢市	336	637	64	2,811	817	113	348	182	3	9	0	1,472	90	5,230	5,320
松阪市	391	684	88	3,698	882	143	397	257	14	15	0	1,708	137	6,432	6,569
桑名市	279	392	48	2,406	874	82	297	205	9	5	0	1,472	78	4,519	4,597
鈴鹿市	378	659	68	3,981	871	121	510	305	9	18	0	1,834	166	6,754	6,920
名張市	193	316	38	1,861	420	68	218	107	6	4	0	823	60	3,171	3,231
尾鷲市	51	84	13	644	191	32	85	43	2	3	0	356	13	1,135	1,148
亀山市	120	242	24	1,312	251	55	134	103	0	6	0	549	38	2,209	2,247
鳥羽市	81	146	15	639	167	31	72	35	0	3	0	308	14	1,175	1,189
熊野市	64	107	7	651	149	69	74	58	1	1	0	352	11	1,170	1,181
いなべ市	89	176	21	1,011	247	45	102	67	1	3	0	465	28	1,734	1,762
志摩市	176	353	42	1,425	416	74	194	113	1	5	0	803	36	2,763	2,799
伊賀市	350	501	56	2,860	621	85	231	152	3	12	0	1,104	53	4,818	4,871
(市計)	3,971	6,363	730	35,507	9,331	1,278	4,189	2,444	76	132	0	17,450	1,228	62,793	64,021
木曾岬町	15	8	6	96	47	5	18	10	0	0	0	80	1	204	205
東員町	43	83	11	481	168	25	63	33	0	3	0	292	17	893	910
菰野町	76	128	12	819	227	39	107	58	3	4	0	438	24	1,449	1,473
朝日町	7	24	3	121	44	8	13	13	0	0	0	78	7	226	233
川越町	18	34	2	217	71	7	31	4	0	1	0	114	8	377	385
多気町	43	90	4	329	89	6	46	28	1	1	0	171	11	626	637
明和町	55	125	10	503	145	23	55	34	0	1	0	258	21	930	951
大台町	27	42	8	350	86	20	28	24	0	1	0	159	5	581	586
玉城町	36	57	11	323	91	14	42	19	1	0	0	167	2	592	594
度会町	29	47	2	182	66	7	28	17	1	2	0	121	5	376	381
大紀町	41	59	4	356	94	25	43	12	1	0	0	175	4	631	635
南伊勢町	69	133	18	533	179	22	50	29	0	3	0	283	11	1,025	1,036
紀北町	43	90	12	579	137	19	82	44	0	1	0	283	13	994	1,007
御浜町	29	46	3	196	50	17	19	19	0	1	0	106	3	377	380
紀宝町	22	49	7	335	65	21	45	32	0	0	0	163	8	568	576
(町計)	553	1,015	113	5,420	1,559	258	670	376	7	18	0	2,888	140	9,849	9,989
その他											171	171	0	171	171
県合計	4,524	7,378	843	40,927	10,890	1,536	4,859	2,820	83	150	171	20,509	1,368	72,813	74,181

等級別 身体障害者手帳交付者数（平成26年4月1日現在）

（単位：人）

等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
障害別	視覚障害	34	9	5	4	8	2	62
	児者計	1,617	1,248	366	335	560	336	4,462
聴覚又は 平衡機能障害	児者計	1,651	1,257	371	339	568	338	4,524
	児者計	3	71	45	23	0	44	186
音声、言語機能 又はそしゃく 機能障害	児者計	347	1,778	1,081	1,219	41	2,726	7,192
	児者計	350	1,849	1,126	1,242	41	2,770	7,378
肢体不自由	児者計	0	1	0	6			7
	児者計	26	77	443	290			836
	児者計	26	78	443	296	0	0	843
	児者計	426	290	92	17	37	10	872
	児者計	6,823	7,537	8,981	11,554	3,348	1,812	40,055
	児者計	7,249	7,827	9,073	11,571	3,385	1,822	40,927
内 部 障 害	心臓機能障害	89	0	53	20			162
	児者計	7,323	64	1,802	1,539			10,728
	児者計	7,412	64	1,855	1,559	0	0	10,890
	呼吸器機能障害	12	0	7	1			20
	児者計	278	37	892	309			1,516
	児者計	290	37	899	310	0	0	1,536
	腎臓機能障害	9	0	0	0			9
	児者計	4,526	13	218	93			4,850
	児者計	4,535	13	218	93	0	0	4,859
	膀胱又は 直腸機能障害	3	0	13	10			26
	児者計	12	10	168	2,604			2,794
	児者計	15	10	181	2,614	0	0	2,820
	小腸機能障害	4	0	1	3			8
	児者計	10	5	9	51			75
	児者計	14	5	10	54	0	0	83
	肝臓機能障害	16	0	0	0			16
	児者計	112	10	8	4			134
	児者計	128	10	8	4	0	0	150
	その他	0	0	0	0			0
	児者計	34	84	40	13			171
	児者計	34	84	40	13	0	0	171
	(内部障害計)	133	0	74	34	0	0	241
	児者計	12,295	223	3,137	4,613	0	0	20,268
	児者計	12,428	223	3,211	4,647	0	0	20,509
合 計	児者計	596	371	216	84	45	56	1,368
	児者計	21,108	10,863	14,008	18,011	3,949	4,874	72,813
	児者計	21,704	11,234	14,224	18,095	3,994	4,930	74,181

身体障害者障害程度等級表 (太実線より上は第1種を、下は第2種を表わす。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能又は そしやく機能の障害	肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害								
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	両眼の視力の和が0.02以下であつたものないし、屈折異常のある者については、きょう正視力について測つたものをいう。以下同じ。の率が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したもの ② 両上肢を肘関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したもの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	① 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内かつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			① 両上肢の機能が著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 1上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能が著しい障害 ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内かつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両耳に接しない場合は大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③ 1上肢の機能が著しい障害 ④ 1上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 1上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢をショウバー関節以上で欠くもの ② 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	① 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの ② 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	① 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(両耳に接しなればは活語を理解し得ないもの) ② 両耳による普通話の最良の語言理解率が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③ 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの ④ 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤ 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥ おや指又はひとさし指を欠めて1上肢の3指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を欠めて1上肢の3指の機能を全廃したもの ⑧ おや指又はひとさし指を欠めて1上肢の4指の機能を著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③ 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④ 1下肢の機能が著しい障害 ⑤ 1下肢の膝関節又は肘関節の機能を全廃したもの ⑥ 1下肢が膝関節に比して10センチメートル以上又は肘関節の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	① 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能が著しい障害 ② 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能が著しい障害 ③ 1上肢のおや指を欠くもの ④ 1上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤ 1上肢のおや指及びひとさし指の機能が著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を欠めて1上肢の3指の機能を著しい障害	① 1下肢の膝関節又は肘関節の機能が著しい障害 ② 1下肢の足関節の機能を全廃したもの ③ 1下肢が膝関節に比して5センチメートル以上又は肘関節の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ② 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			① 1上肢のおや指の機能が著しい障害 ② ひとさし指を欠めて1上肢の2指を欠くもの ③ ひとさし指を欠めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	① 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 1下肢の足関節の機能が著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					① 1上肢の指の機能の軽度の障害 ② 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ③ 1上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を欠めて1上肢の2指の機能が著しい障害 ⑤ 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥ 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	① 両下肢のすべての指の機能が著しい障害 ② 1下肢の機能が著しい障害 ③ 1下肢の膝関節、肘関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ④ 1下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥ 1下肢が膝関節に比して3センチメートル以上又は肘関節の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等在るもの	下肢に不随意運動・失調等在るもの							

備考
 ① 同一の等級において二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
 ② 肢体不自由において、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 ③ 異なる等級において2以上の重複する障害がある場合においては、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 ④ 「指を欠くもの」とは、おや指において是指関節関節、その他の指については第一指関節関節以上を欠くものをいう。
 ⑤ 「指の機能障害」とは、中手指関節以下に障害をい、おや指については、対立運動障害をも含むものとする。
 ⑥ 上肢又は下肢の関節の長さとは、実用長(上肢においては腕高より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
 ⑦ 下肢の長さとは、前脛骨結節より内くるふし下端までを計測したものをいう。

市町別療育手帳交付者数(平成26年4月1日現在)
(知的障がい者)

(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,198	677	170	279	449	759	667	1,426	929	946	1,875
四日市市	1,256	767	192	380	572	670	781	1,451	862	1,161	2,023
伊勢市	500	317	56	96	152	356	309	665	412	405	817
松阪市	687	418	93	185	278	440	387	827	533	572	1,105
桑名市	531	314	79	156	235	290	320	610	369	476	845
鈴鹿市	767	501	123	274	397	461	410	871	584	684	1,268
名張市	387	250	38	132	170	220	247	467	258	379	637
尾鷲市	86	53	13	17	30	55	54	109	68	71	139
亀山市	205	88	20	67	87	94	112	206	114	179	293
鳥羽市	96	73	12	21	33	81	55	136	93	76	169
熊野市	110	67	8	16	24	90	63	153	98	79	177
いなべ市	172	125	25	51	76	123	98	221	148	149	297
志摩市	199	157	20	28	48	172	136	308	192	164	356
伊賀市	405	290	48	107	155	251	289	540	299	396	695
(市計)	6,599	4,097	897	1,809	2,706	4,062	3,928	7,990	4,959	5,737	10,696
木曾岬町	23	13	2	7	9	14	13	27	16	20	36
東員町	74	48	7	18	25	57	40	97	64	58	122
菰野町	200	80	24	49	73	120	87	207	144	136	280
朝日町	27	16	7	12	19	16	8	24	23	20	43
川越町	51	26	6	14	20	34	23	57	40	37	77
多気町	70	44	8	23	31	44	39	83	52	62	114
明和町	78	47	8	17	25	42	58	100	50	75	125
大台町	53	33	5	4	9	36	41	77	41	45	86
玉城町	71	35	10	13	23	37	46	83	47	59	106
度会町	21	19	2	7	9	18	13	31	20	20	40
大紀町	35	28	1	4	5	37	21	58	38	25	63
南伊勢町	77	54	5	8	13	69	49	118	74	57	131
紀北町	102	68	11	17	28	81	61	142	92	78	170
御浜町	41	41	4	7	11	42	29	71	46	36	82
紀宝町	43	34	8	6	14	37	26	63	45	32	77
(町計)	966	586	108	206	314	684	554	1,238	792	760	1,552
県合計	7,565	4,683	1,005	2,015	3,020	4,746	4,482	9,228	5,751	6,497	12,248

(障害程度について)

区分	障害程度	判定基準
A	重度	標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下の児(者) 知能指数50以下で身体障害者手帳1, 2, 3級に該当する児(者)
B	中軽度	標準化された知能検査による知能指数がおおむね36から70の児(者) なお、14歳以上で知能指数が境界線級(おおむね71以上79以下)で、自閉性障がい等と診断され、かつ判定機関の長が必要と認めた児(者)

市町別精神保健福祉手帳交付者数(平成26年3月31日現在)

(単位:人)

県保健所、市町名	計	1級	2級	3級
桑名	3,389	440	2,211	738
四日市市	1,688	171	1,101	416
桑名市	1,094	205	735	154
いなべ市	181	17	127	37
木曾岬町	19	2	11	6
東員町	100	19	54	27
菰野町	197	18	115	64
朝日町	43	3	29	11
川越町	67	5	39	23
鈴鹿	1,144	106	745	293
鈴鹿市	953	89	623	241
亀山市	191	17	122	52
津	1,682	159	1,141	382
津市	1,682	159	1,141	382
松阪	1,103	95	740	268
松阪市	950	79	653	218
多気町	36	3	21	12
明和町	75	12	30	33
大台町	42	1	36	5
伊勢	1,170	114	749	307
伊勢市	649	63	423	163
鳥羽市	69	8	39	22
志摩市	256	18	158	80
玉城町	46	6	27	13
度会町	21	3	12	6
大紀町	54	7	38	9
南伊勢町	75	9	52	14
伊賀	1,141	127	728	286
名張市	635	70	389	176
伊賀市	506	57	339	110
尾鷲	175	16	124	35
尾鷲市	91	7	60	24
紀北町	84	9	64	11
熊野	196	16	147	33
熊野市	113	13	83	17
御浜町	36	1	30	5
紀宝町	47	2	34	11
合計	10,000	1,073	6,585	2,342

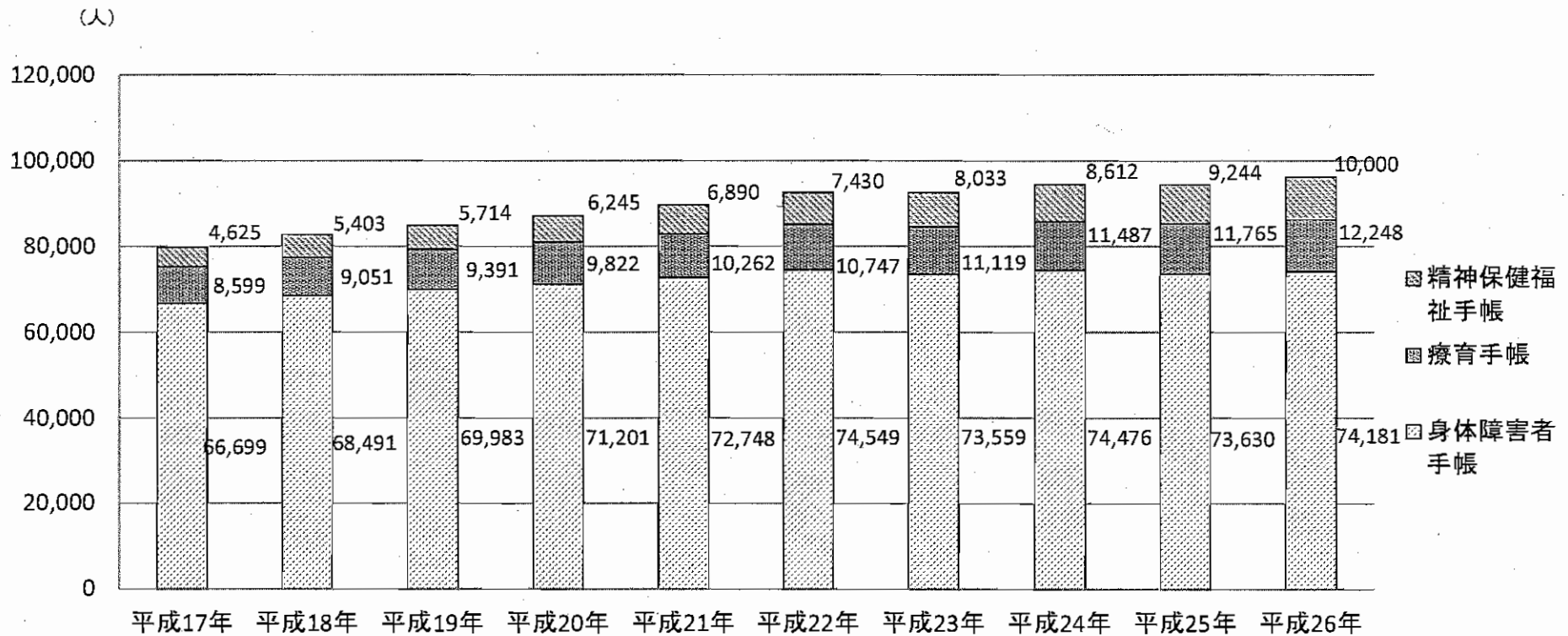
(参考)疾患別割合(H25年度交付分)

疾患名	割合
認知症、高次脳機能障害等	4.94%
アルコール依存、薬物依存等	2.13%
統合失調症、統合失調症型障害等	41.59%
うつ病、躁うつ病等	23.77%
不安障害、強迫性障害、重度ストレス等	5.05%
摂食障害、睡眠障害等	0.25%
成人の人格、行動の障害	0.93%
精神遅滞(知的障害)	1.01%
発達障害	4.01%
小児期、青年期の行動障害、情緒障害等	0.46%
てんかん	4.15%
分類不明	11.71%
合計	100.0%

(障害等級について)

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

障がい者(手帳交付者)数の推移について

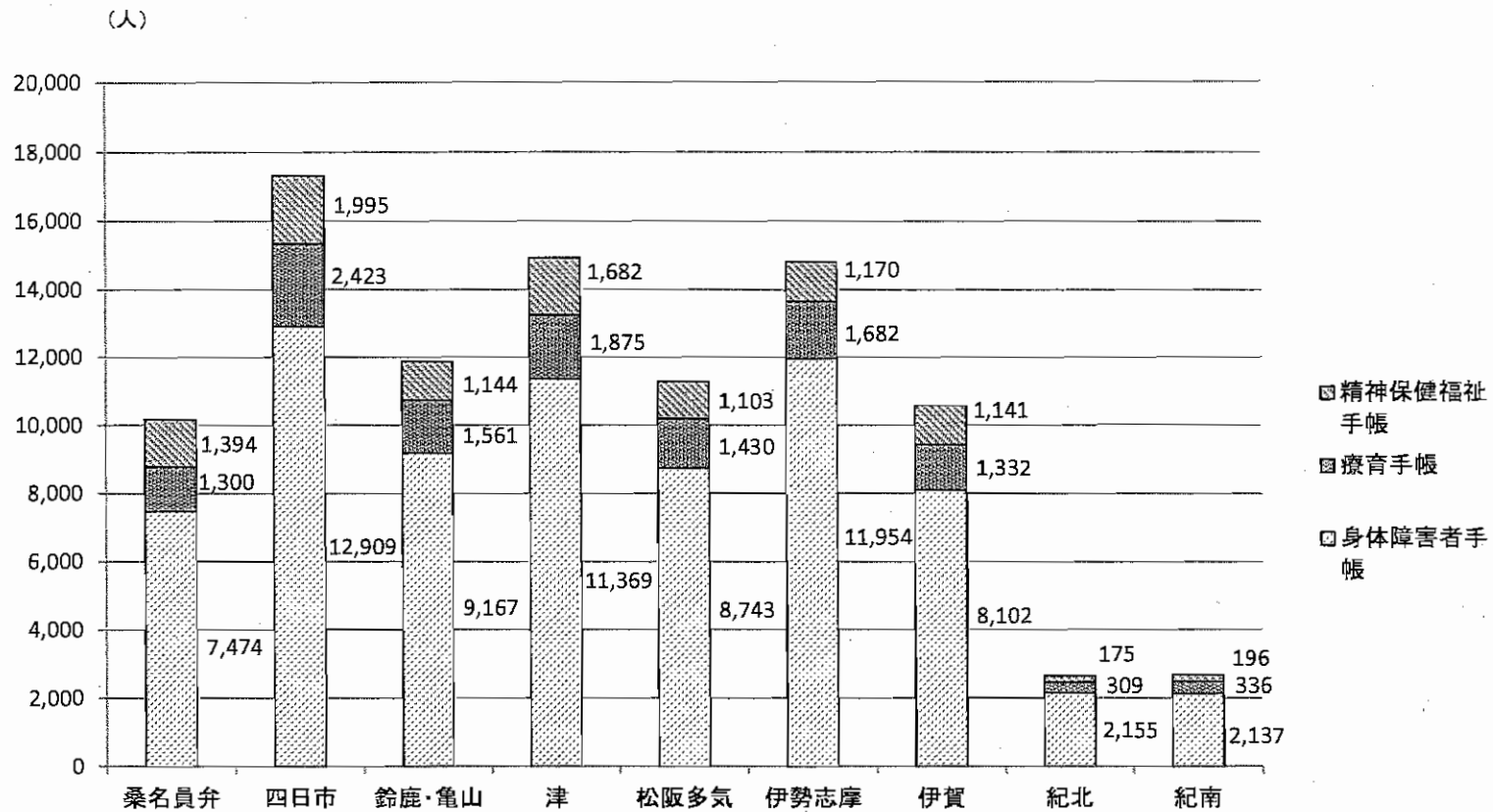


単位:人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
身体障害者手帳	66,699	68,491	69,983	71,201	72,748	74,549	73,559	74,476	73,630	74,181
療育手帳	8,599	9,051	9,391	9,822	10,262	10,747	11,119	11,487	11,765	12,248
精神保健福祉手帳	4,625	5,403	5,714	6,245	6,890	7,430	8,033	8,612	9,244	10,000
合計	79,923	82,945	85,088	87,268	89,900	92,726	92,711	94,575	94,639	96,429

※ 各年、身体障害者手帳及び療育手帳は、4月1日現在、精神保健福祉手帳は、3月31日現在。

障害保健福祉圏域別の障がい者(手帳交付者)数について



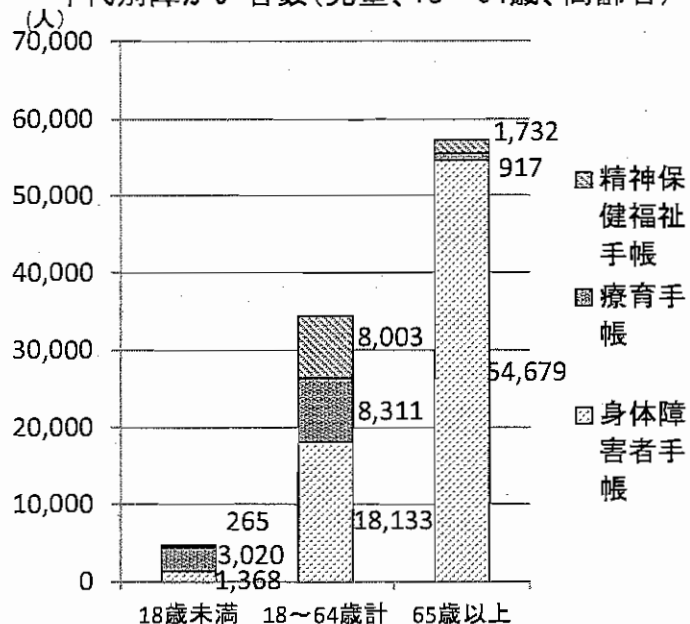
単位:人

	桑名員弁	四日市	鈴鹿・亀山	津	松阪多気	伊勢志摩	伊賀	紀北	紀南	その他	合計
身体障害者手帳	7,474	12,909	9,167	11,369	8,743	11,954	8,102	2,155	2,137	171	74,181
療育手帳	1,300	2,423	1,561	1,875	1,430	1,682	1,332	309	336	—	12,248
精神保健福祉手帳	1,394	1,995	1,144	1,682	1,103	1,170	1,141	175	196	—	10,000
合計	10,168	17,327	11,872	14,926	11,276	14,806	10,575	2,639	2,669	171	96,429

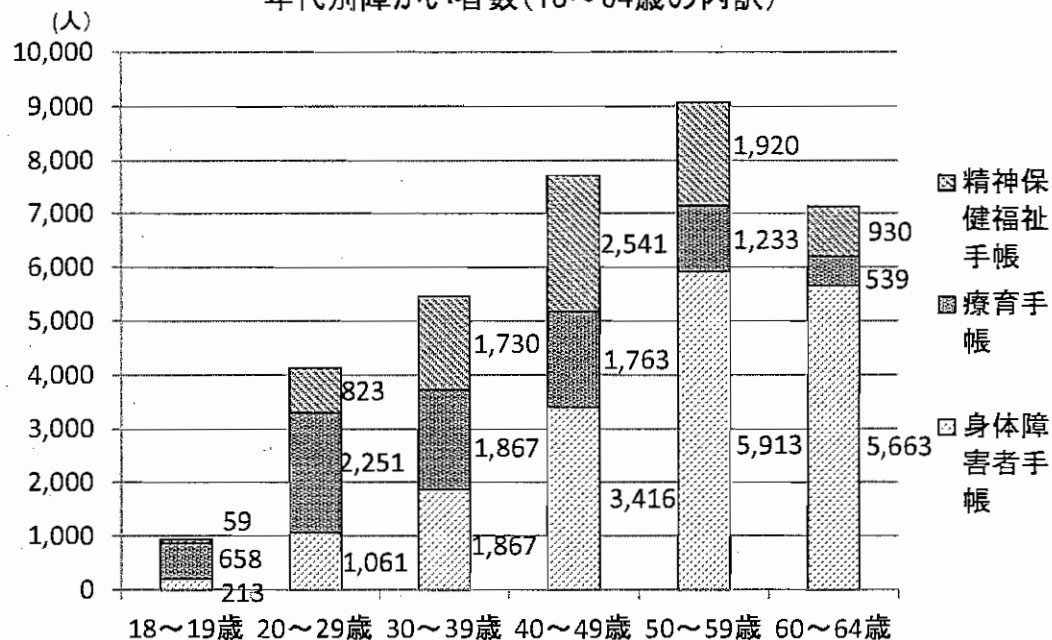
※ 身体障害者手帳及び療育手帳は、平成26年4月1日現在。精神保健福祉手帳は、平成26年3月31日現在。

年代別障がい者(手帳交付者)数について

年代別障がい者数(児童、18~64歳、高齢者)



年代別障がい者数(18~64歳の内訳)



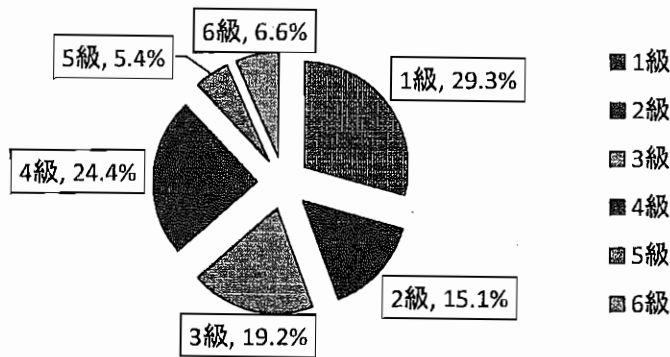
単位:人

	児童		18~64歳						高齢者	不明	合計
	18歳未満	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	18~64歳計	65歳以上		
身体障害者手帳	1,368	213	1,061	1,867	3,416	5,913	5,663	18,133	54,679	1	74,181
療育手帳	3,020	658	2,251	1,867	1,763	1,233	539	8,311	917	0	12,248
精神保健福祉手帳	265	59	823	1,730	2,541	1,920	930	8,003	1,732	0	10,000
合計 (構成比)	4,653 4.8%	930 1.0%	4,135 4.3%	5,464 5.7%	7,720 8.0%	9,066 9.4%	7,132 7.4%	34,447 35.7%	57,328 59.5%	1 0.0%	96,429 100.0%

※ 身体障害者手帳及び療育手帳は、平成26年4月1日現在の推計。精神保健福祉手帳は、平成26年3月31日現在。

障害程度別障がい者(手帳交付者)数について

1 身体障がい者

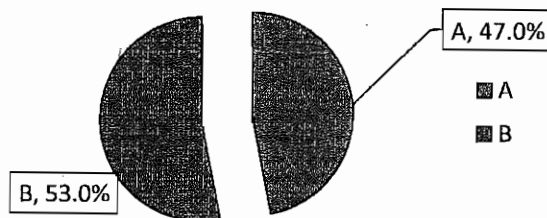


単位:人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳交付者 (構成比)	21,704 29.3%	11,234 15.1%	14,224 19.2%	18,095 24.4%	3,994 5.4%	4,930 6.6%	74,181 100.0%

※ 平成26年4月1日現在

2 知的障がい者

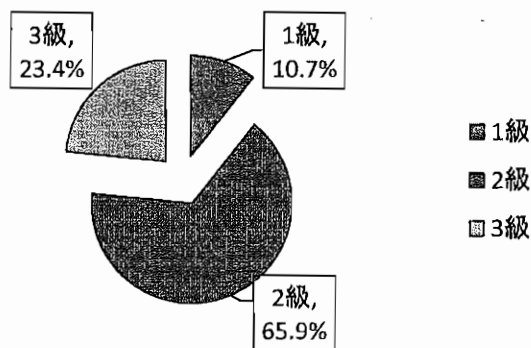


単位:人

	A	B	合計
療育手帳交付者 (構成比)	5,751 47.0%	6,497 53.0%	12,248 100.0%

※ 平成26年4月1日現在

3 精神障がい者

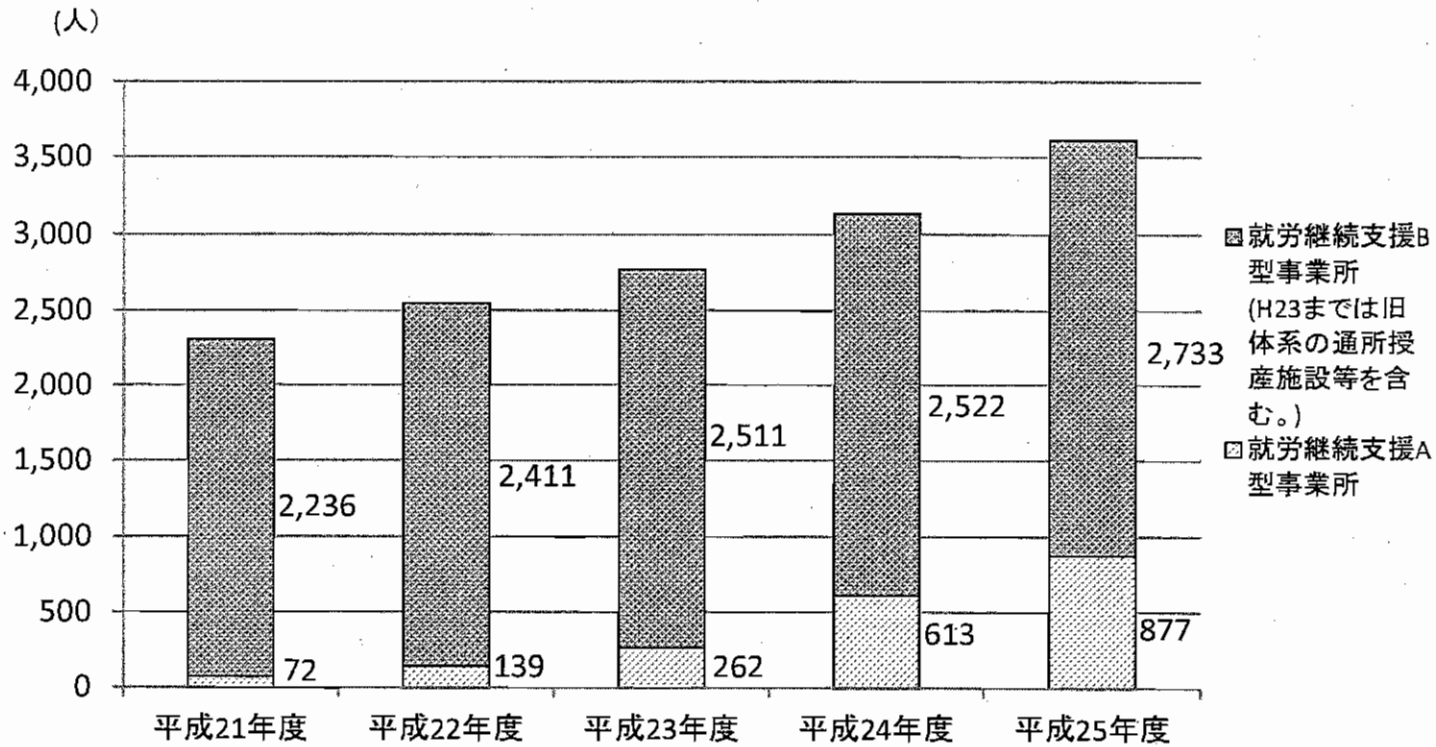


単位:人

	1級	2級	3級	合計
精神保健福祉手帳交付者 (構成比)	1,073 10.7%	6,585 65.9%	2,342 23.4%	10,000 100.0%

※ 平成26年3月31日現在

福祉事業所における就労(利用)者数の推移



単位:人

福祉事業所区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就労継続支援A型事業所	72	139	262	613	877
就労継続支援B型事業所 (H23までは旧体系の通所授産施設等を含む。)	2,236	2,411	2,511	2,522	2,733
合計	2,308	2,550	2,773	3,135	3,610

※ 各年度、3月末の利用者数